

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束の適用を受けるものである。

令和2年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県基幹系情報システム（土木設計積算システム）更改及び保守業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年12月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和2年5月20日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 FAX番号087-833-0352

(3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

- (4) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (6) 土木設計積算システムの設計、開発又は保守業務に従事した経験を有する技術者を本業務に配置することができることを証明した者であること。

3 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、2の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和2年5月29日午後5時までに、4の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い、紙入札方式による入札参加を希望する者は、(1)の書類とともに入札参加資格確認申請書を提出することとする。
- (3) 提出された書類を審査した結果、本業務を受託することができると認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより、令和2年6月5日までに通知する（紙入札方式による入札参加を希望する者には紙媒体で通知する。）。

4 契約の内容を示す場所等（入札説明書等の交付等）

(1) 入札説明書等の交付場所等

令和2年4月17日から同年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県政策部情報政策課 システム企画グループ
電話番号087-832-3141 F A X番号087-834-1542

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、香川県基幹系情報システム（土木設計積算システム）更改及び保守業務入札説明書等交付申請書を提出すること。

(2) 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和2年5月8日まで（休日等を除く午前9時から午後5時まで）に、(1)に示した場所に対し入札説明書等に関する質問書により行うこと。（F A X又は電子メールも可とする。）

回答は、令和2年5月15日午後5時までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所等

(1) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和2年6月16日午後2時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和2年6月16日午後1時から午後2時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 令和2年6月15日午後5時（必着）

(イ) 送付先 4の(1)に示した場所

(2) 開札

ア 日時 令和2年6月16日午後2時

イ 場所 香川県政策部情報政策課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

7 落札者の決定方法

(1) 総合評価は、別記「香川県基幹系情報システム（土木設計積算システム）更改及び保守業務に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に基づき行う。

なお、技術提案書の内容が、仕様書に規定する事項（県が代替案として認めた事項を除く。）を満たさない場合、入札関連資料作成要領により記載又は添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。

(2) 規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者であって、かつ、(1)により失格とならなかった者のうち、落札者決定基準により得られた総合評価の得点が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者決定基準により得られた各項目の得点の合計点数が最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとするが、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者の決定結果については、文書で入札者に通知する。（令和2年7月中を予定）

(4) 技術提案書の評価の経過については公表しない。

(5) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

8 契約書作成の要否 要（契約書は、原則として県で準備する。）

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和2年5月29日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4の(1)に示した場所に提出すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(6) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(7) 問合せ先

4の(1)に示す場所

(8) 詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

The design, development and maintenance for Kagawa Prefecture Main Information System (Engineering works design multiplication system), 1 set

(2) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

2:00 PM on June 16, 2020

Time-period for hand-delivered submission of tenders:

1:00 PM-2:00 PM on June 16, 2020

(In the case of mail, tenders must be submitted by 5:00 PM on June 15, 2020)

(3) Contact point for the notice:

Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan.

TEL 087-832-3141

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

別記 香川県基幹系情報システム（土木設計積算システム）更改及び保守業務に係る落札者決定基準

1 総合評価

総合評価の点数は、1,000点満点とし、点数の配分は、技術提案書の技術点530点、価格点470点とする。

(1) 技術提案書の評価は、次表による。

項番	評価項目		評価基準	配点
1	システム要件	導入実績	○国及び都道府県におけるパッケージ（ベースシステム）の導入実績	20
2	システム要件	パッケージ機能（機能性）	○本システムの仕様書及び要件定義書（以下「仕様書等」という。）が求めた機能要件を満たすパッケージ機能の充足割合が高い。（充足割合とは、必須要件はシステム機能要件一覧表の適合内容（新規開発、カスタマイズの要・不要及び代替案）の割合とし、任意要件は適合内容の有無の割合）	100
3	システム要件	パッケージ機能（操作性）	○仕様書等（更改要件定義の2（3））を満たし、県職員の更なる作業の効率化を図るための操作性・視認性（手法及びその実績）を有している。なお、実施に当たっては、基本委託料の範囲内で行うものとする。	40
4	システム要件	パッケージ機能（その他）	○仕様書等（システム要件定義の2（3））に係る機能以外に効率的な機能を基本委託料の範囲内において有している。	30
5	システム要件	利用環境性能	○仕様書等（システム要件定義の6（1））を満たした上で、県職員がシステム利用時に快適な性能要件を維持するための、システムのレスポンスについて具体的な実現方法があり、また実績がある構成である。	30
6	システム要件	システム稼働環境	○県が別途用意するサーバー等機器を利用せず、基本委託料の範囲内においてクラウドによるサービスの提供が行える。	30
7	システム要件	安全性	○アクセス権限管理、アクセスログ管理及びデータ保護機能等のシステムの安全性向上の実現できる具体策を基本委託料の範囲内において有している。	10
8	更改	構築体制	○本業務を遂行できる業務体制及び能力になっている。	10
9	更改	スケジュール（更改）	○本業務の実施工程が、仕様書等（更改要件定義の1（2））との整合があり、また実施工程の詳細スケジュールまでの想定（遅延処理を含む。）が実現可能なものになっている。	10
10	更改	テスト要件	○仕様書等（更改要件定義の4）の内容を即した上で、県職員の作業負担を軽減する提案がされている。	30
11	更改	移行1	○仕様書等（更改要件定義の5）の内容を即した上で、現行システムからの移行において、県職員への負担となら	20

			ない方法で、確実かつ効率的に実施するための手法が具体的に提案されている。	
12	更改	移行2	○仕様書等に即し、次々期システムへの移行が問題なく遂行できる体制が整えられている。	20
13	更改	教育	○システムの利用者（県職員）が、短時間でシステムの操作方法等を習得するため具体的な取組を要している。	20
14	更改	品質管理	○仕様書等（更改要件定義）に即し、本システムが稼働に至るまでの品質を確保するための、品質管理方法・体制・技法等を要している。	10
15	保守	実施体制	○本業務を遂行できる業務体制及び能力になっている。	10
16	保守	業務・セキュリティ管理	○本業務全体の業務実施計画及び業務管理手法について、適正なものになっており、セキュリティ面においても十分に配慮したものになっている。	10
17	保守	バージョンアップ	○本システム導入後、上位バージョンのパッケージが提供された場合に、基本委託料の範囲内において、機能の追加・向上が期待できる。	30
18	保守	ソフトウェアサポート	○県システム管理職員からの問合せに対して、速やかかつ確実に回答を行うための体制が整えられている。	20
19	保守	基準等運用管理	○仕様書等（保守要件定義の2）を満たす基準書改定等に伴う、単価・歩掛改定作業にかかる管理者の負荷軽減や改定ミスによる違算防止を実現する考え方及び手法等を要している。	30
20	保守	システム改修	○制度改定に伴う付加委託料対象範囲のシステム改修について、仕様書等（仕様書の6（2））の記載内容を満たしつつ柔軟、安価かつ効率的な対応を実現するための手法を要している。	20
21	保守	サービスレベル	○仕様書等（保守要件定義の2（3））を上回る提案がされている。	20
22	保守	品質管理	○仕様書等（保守要件定義）に即し、本システム稼働時の品質を確保するための、品質管理方法・体制・技法等を要している。	10
技術点計				530

(2) 価格点は、次の算式による。なお、小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。

項番	項目	算出方法	配点
1	価格	配点(470点) × (1 - (入札価格 × 1.1 / 予定価格))	470
価格点計			470

2 技術提案書の評価方法

技術提案書の項番2の評価は、配点に評価基準に記載の充足割合を乗じた点数とする。

技術提案書の項番2を除いた評価は、評価項目ごとに、次表の判定基準により行う。

なお、各評価項目の点数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の80%
標準的である	配点の60%
やや不十分である	配点の40%
不足している	配点の20%
記載不足	配点の0%